

2020/4/13

緊急事態宣言の発令に伴う構内立入禁止と授業の休講について（大学院）

大学院生の皆さんへ

政府による緊急事態宣言の発令、また千葉県による緊急事態措置に伴い、4月14日～5月10日まで大学構内の立入を禁止することとなりました。それに伴い、大学院の講義も休講となります。

【大学構内立入禁止期間】

4月14日（火）～5月10日（日）

【授業休講期間】

4月14日（火）～5月10日（日）

授業開始日 5月11日（月）から

立入禁止期間の事務受付について、証明書の発行等は郵送にて対応します。
月～土の8時30分～17時30分（日・祝除く）は電話での問い合わせも可能です。
（04-7099-1211 大学代表）

5月6日までの間は不要不急の外出は控えるようお願いします。
密閉空間、密集場所、密接場所の3つの条件が同時に重なるような場所に行くなど、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう注意してください。

なお、当該措置については、今後の情勢等により変更する可能性もありますので、予めご了承ください。

亀田医療大学